

別冊

県税税率の変遷

(昭和 25 (1950) 年度～令和 4 (2022) 年度)

= 目 次 =

個人県民税（配当割、株式等譲渡所得割を含む）	1
法人県民税	1
県民税利子割	1
個人事業税	8
法人事業税	8
地方消費税	19
不動産取得税	19
県たばこ税（県たばこ消費税を含む）	19
ゴルフ場利用税（地方税としての入湯税及び娯楽施設利用税を含む）	19
特別地方消費税（遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む）	27
自動車取得税（～平成 20(2008)年度）	27
自動車取得税（平成 21(2009)年度～令和元(2019)年度）	38
自動車税（旧法による税、環境性能割、種別割）	61
軽油引取税	78
狩猟税（狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む）	78
その他の税（附加価値税、漁業権税、鉦区税、固定資産税、地方法人特別税、特別法人事業税）	78

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
S25年 (1950)			
S26年 (1951)			
S27年 (1952)			
S28年 (1953)			
S29年 (1954)	(創設) 均等割 年100円 所得割 5%	均等割 年600円 法人税割 法人税額の5%	
S30年 (1955)		法人税割 5.4%	
S31年 (1956)	所得割 5.5%		
S32年 (1957)	所得割 6%		
S33年 (1958)	所得割 7.5%		
S34年 (1959)	所得割 8%		
S35年 (1960)			
S36年 (1961)			
S37年 (1962)	所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
S38年 (1963)			
S39年 (1964)			

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
S40年 (1965)		法人税割 5.5%	
S41年 (1966)		法人税割 5.8%	
S42年 (1967)		均等割 資本又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法による相互会社 その他の法人	年1,000円 年600円
S43年 (1968)			
S44年 (1969)			
S45年 (1970)		法人税割 5.6%	
S46年 (1971)			
S47年 (1972)			
S48年 (1973)			
S49年 (1974)		法人税割 5.2%	
S50年 (1975)			
S51年 (1976)	均等割 年300円	資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年400万円を超える法人について、法人税割を6.2%とする超過課税を実施 均等割 1 資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社 2 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 3 その他の法人等	年額 6,000円 年額 3,000円 年額 1,800円

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
S52年 (1977)		均等割 1 資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社 2 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 3 その他の法人等	年額 2万円 年額 6,000円 年額 2,000円
S53年 (1978)		均等割 1 資本又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同)が50億円超の法人 2 資本又は出資金額が10億円超50億円以下の法人 3 資本又は出資金額が1億円超10億円以下の法人 4 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 5 その他の法人等	年額 20万円 年額 10万円 年額 2万円 年額 6,000円 年額 2,000円
S54年 (1979)			
S55年 (1980)	均等割 年500円		
S56年 (1981)		法人税割 5% (超過課税…法人税割 6%) 均等割の適用基準が資本又は出資金額から資本等の金額に改められた。	
S57年 (1982)			
S58年 (1983)		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 3 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人 5 その他の法人	年額 30万円 年額 20万円 年額 4万円 年額 12,000円 年額 4,000円
S59年 (1984)		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 3 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人 5 その他の法人	年額 75万円 年額 50万円 年額 10万円 年額 3万円 年額 1万円
S60年 (1985)	均等割 年700円		

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
S61年 (1986)			
S62年 (1987)			
S63年 (1988)	所得割 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%		(創設) 税率 5%
H元年 (1989)	所得割 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		
H2年 (1990)			
H3年 (1991)	所得割 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%	超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年800万円超の法人 法人税割 5.8% (H3(1991)年5月1日からH8(1996)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)	
H4年 (1992)			
H5年 (1993)			
H6年 (1994)		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 80万円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 54万円 3 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 13万円 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 5万円 5 その他の法人 年額 2万円	
H7年 (1995)	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		
H8年 (1996)	均等割 年1,000円	超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割 5.8% (H8(1996)年5月1日からH13(2001)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)	

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
H9年 (1997)	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		
H10年 (1998)			
H11年 (1999)			
H12年 (2000)			
H13年 (2001)		超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割 5.8% (H13(2001)年5月1日からH18(2006)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)	
H14年 (2002)			
H15年 (2003)	(創設) 配当割 5% (H20(2008)年3月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (H19(2007)年12月31日まで3%)		
H16年 (2004)			
H17年 (2005)			
H18年 (2006)		超過課税 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割 5.8% (H18(2006)年5月1日からH23(2011)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)	

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
H19年 (2007)	所得割 4% 配当割 5% (H21(2009)年3月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (H20(2008)年12月31日まで3%)		
H20年 (2008)	配当割 5% (H22(2010)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (H22(2010)年12月31日まで3%) 均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり県民税」として (H20(2008)年度からH29(2017)年度分まで)	均等割 従前の均等割額に7%加算 ※「とちぎの元気な森づくり県民税」として (H20(2008)年4月1日からH30(2018)年3月31日までの間に開始する各事業年度分に適用)	
H21年 (2009)	配当割 5% (H23(2011)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (H23(2011)年12月31日まで3%)		
H22年 (2010)			
H23年 (2011)	配当割 5% (H25(2013)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (H25(2013)年12月31日まで3%)	超過課税 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割 5.8% (H23(2011)年5月1日からH28(2016)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)	
H24年 (2012)			
H25年 (2013)			
H26年 (2014)	均等割 年500円加算 ※東日本大震災復興基本法による (H26(2014)年度から、R5(2023)年度まで)	資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 その他の法人 (H26(2014)年10月1日以後に開始する事業年度分から適用)	法人税割4.0% 法人税割3.2%

税目 年度	県民税		
	個人	法人	利子割
H27年 (2015)			納税義務者 から利子等の 支払を受ける 法人を除く (H28(2016)年 1月1日以後、 支払を受ける ものから)
H28年 (2016)			
H29年 (2017)			
H30年 (2018)	均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり県民税」として (H30(2018)年度からR9(2027)年度分まで)	従前の均等割額に7%加算 均等割 ※「とちぎの元気な森づくり県民税」として (H30(2018)年4月1日からR10(2028)年3月31日までの間に開始する各事業年度 分に適用)	
R元年 (2019)		資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、保険業法による相互会 社及び法人税額が年1,000万円超の法人 その他の法人 (R元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度分から適用)	法人税割1.8% 法人税割1.0%
R2年 (2020)			
R3年 (2021)			
R4年 (2022)			

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
S25年 (1950)	第1種事業 12% 第2種事業 8% (特別事業税) 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	免税点 25,000円	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金課税法人 1.6%	
S26年 (1951)				申告納付制度採用
S27年 (1952)		(基礎控除) 38,000円		
S28年 (1953)	(特別所得税) 助産婦業等 4%	(基礎控除) 5万円		
S29年 (1954)	第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%	(基礎控除) 7万円	普通法人 50万円以下 10% 50万円超 12% 収入金課税法人 1.5%	生命保険業を収入金課税とする。
S30年 (1955)		(基礎控除) 10万円		損害保険業を収入金課税とする。
S31年 (1956)		(基礎控除) 12万円		
S32年 (1957)	第1種事業 課税所得 50万円以下 6% 50万円超 10%		普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超及び清算所得 12%	
S33年 (1958)				

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
S34年 (1959)		(基礎控除) 20万円	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%	
S35年 (1960)				
S36年 (1961)				
S37年 (1962)	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業のうち 助産婦業等 3%	基礎控除を廃し、事業主控除及び事業専 従者控除を新設 (事業主控除) 20万円 (事業専従者控除) 青色申告 8万円 その他 5万円	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超及び清算所得 8%	
S38年 (1963)				
S39年 (1964)		(事業主控除) 22万円	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び清算所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超及び清算所得 8%	
S40年 (1965)		(事業主控除) 24万円		

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
S41年 (1966)		(事業主控除) 25万円 (事業専従者控除) 青色申告 10万円 その他 6万円		
S42年 (1967)		(事業主控除) 27万円 (事業専従者控除) 青色申告 12万円 その他 8万円		
S43年 (1968)		(事業専従者控除) 青色申告 17万円 その他 11万円		
S44年 (1969)		(事業専従者控除) 青色申告 給与支給額 その他 15万円		
S45年 (1970)		(事業主控除) 32万円		
S46年 (1971)		(事業主控除) 36万円		
S47年 (1972)		(事業主控除) 60万円 (事業専従者控除) その他 165,000円		
S48年 (1973)		(事業主控除) 80万円 (事業専従者控除) 白色申告 17万円		
S49年 (1974)		(事業主控除) 150万円 (事業専従者控除) 白色申告 192,500円	普通法人 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び清算所得 12% 特別法人 300万円以下 6% 300万円超及び清算所得 8%	

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
S50年 (1975)		(事業主控除) 180万円 (事業専従者控除) 275,000円 白色申告	普通法人 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び清算所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超及び清算所得 8% (S50(1975)5月1日以後に終了する事業年度分から適用)	
S51年 (1976)		(事業主控除) 200万円 (事業専従者控除) 40万円 白色申告		
S52年 (1977)		(事業主控除) 220万円		
S53年 (1978)				
S54年 (1979)				
S55年 (1980)				
S56年 (1981)				
S57年 (1982)				
S58年 (1983)				
S59年 (1984)				

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
S60年 (1985)		(事業主控除) 240万円 (事業専従者控除) 白色申告 45万円 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止		新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
S61年 (1986)				
S62年 (1987)				
S63年 (1988)		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円		
H元年 (1989)			特別法人 組合員が50万人以上売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額	9%
H2年 (1990)		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 80万円 その他の事業専従者 47万円		
H3年 (1991)				
H4年 (1992)				
H5年 (1993)		(事業主控除) 270万円		
H6年 (1994)				

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
H7年 (1995)				
H8年 (1996)		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 86万円 その他の事業専従者 50万円		
H9年 (1997)				
H10年 (1998)			普通法人 400万円以下 5.6% 800万円以下 8.4% 800万円超及清算所得 11% 特別法人 400万円以下 5.6% 400万円超及清算所得 7.5% (H10(1998)年4月1日以後に開始する事業年度 分から適用)	
H11年 (1999)		(事業主控除) 290万円	普通法人 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超及び清算所得 6.6% (H11(1999)年4月1日以後に開始する事業年度 分から適用)	
H12年 (2000)				
H13年 (2001)				
H14年 (2002)				

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
H15年 (2003)				
H16年 (2004)			資本金1億円超の外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 800万円以下 5.5% 800万円超及び清算所得 7.2% (H16(2004)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
H17年 (2005)				分割基準 1 非製造業(鉄道事業・軌道事業、ガス供給業、倉庫業及び電気供給業を除く。)課税標準額の2分の1を事務所又は事業所の数により、2分の1を従業者の数により関係都道府県に分割。 2 資本金1億円以上の法人本社管理部門の従業者の数を2分の1に割り落とす措置の廃止。(H17(2005)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)
H18年 (2006)				
H19年 (2007)		課税対象者等から助産師業を除外 (H18(2006)年所得分から適用)		

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
H20年 (2008)			1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び清算所得 5.3% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.5% 800万円以下 2.2% 800万円超及び清算所得 2.9% 3 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超及び清算所得 3.6% 4 収入金額課税法人 0.7% (H20(2008)年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
H21年 (2009)				
H22年 (2010)				
H23年 (2011)				
H24年 (2012)				
H25年 (2013)				

税目	事業税			
	個人		法人	
年度	税率	その他	税率	その他
H26年 (2014)			1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 2.2% 800万円以下 3.2% 800万円超 4.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (H26(2014)年10月1日以後に開始する事業年度 分から適用)	
H27年 (2015)			1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.6% 800万円以下 2.3% 800万円超 3.1% 付加価値割 0.7% 資本割 0.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (H27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度 分から適用)	

税目	事業税			
	個人		法人	
年度	税率	その他	税率	その他
H28年 (2016)			1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.3% 800万円以下 0.5% 800万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (H28(2016)年4月1日以後に開始する事業年度 分から適用)	
H29年 (2017)				
H30年 (2018)				

税目 年度	事業税			
	個人		法人	
	税率	その他	税率	その他
R元年 (2019)			1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0% 3 特別法人 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9% 4 収入金額課税法人 1.0% (R元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度分 分から適用)	
R2年 (2020)			電気供給業を行う法人(送配電事業を除く) 1 資本金1億円超の外形標準課税法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 2 その他の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% (R2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度分 分から適用)	
R3年 (2021)				
R4年 (2022)			1 特定ガス供給業を行う法人 収入割 0.48% 付加価値割 0.77% 資本割 0.32% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 所得割 1.0% (R4(2022)年4月1日以後に開始する事 業年度分から適用)	

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
S25年 (1950)				(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% その他の場所 40% 第3種の施設 100%
S26年 (1951)				
S27年 (1952)				(入場税) 税率を従前の1/2に引き下げた。
S28年 (1953)				
S29年 (1954)		(創設)税率 3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円	(県たばこ消費税) (創設) 税率 5/115	入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対して娯楽施設利用税を課することにした。
S30年 (1955)				
S31年 (1956)			(県たばこ消費税) 税率 8%	
S32年 (1957)				(娯楽施設利用税) ゴルフ場に対し定額課税を採用 1人1日 200円
S33年 (1958)				
S34年 (1959)				
S35年 (1960)				
S36年 (1961)				(娯楽施設利用税) 1料金課税の税率 30% ゴルフ場 15% その他 2ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
S37年 (1962)			(県たばこ消費税) 税率 9%	(娯楽施設利用税) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%
S38年 (1963)				
S39年 (1964)		免税点 土地 5万円 家屋新築 15万円 その他の家屋 8万円 控除 新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の税額控除 4.5万円		
S40年 (1965)				
S41年 (1966)				(娯楽施設利用税) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円
S42年 (1967)			(県たばこ消費税) 税率 10.3%	
S43年 (1968)				
S44年 (1969)				
S45年 (1970)				(娯楽施設利用税) ボーリング場、たまつき場、まあじゃ ん場、射的場、ぱちんこ場、スマー トボール場に対し定額課税を採用 した。
S46年 (1971)				

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
S47年 (1972)				(娯楽施設利用税) 1ゴルフ場及びゴルフ場に類する施 設の定額課税の税率 1人1日 600円 2料金課税の税率 10%
S48年 (1973)		免税点 土地 10万円 家屋新築 23万円 その他の家屋 12万円 控除 新築住宅控除 230万円		(娯楽施設利用税) ゴルフ場及びゴルフ場に類する施 設の定額課税の税率 1人1日 800円
S49年 (1974)				
S50年 (1975)				
S51年 (1976)		控除 新築住宅控除 350万円 (S51(1976)年1月1日以後の取得から適用)		
S52年 (1977)				(娯楽施設利用税) ゴルフ場及びゴルフ場に類する施 設の定額課税の税率 1人1日 1,000円
S53年 (1978)				
S54年 (1979)				
S55年 (1980)		控除 既存住宅控除 既存住宅が新築された時において控除するも のとされていた新築住宅控除額 既存住宅用土地の税額控除 45,000円		

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
S56年 (1981)		税率 4% (S61(1986)年6月30日までの住宅の取得にあつては3%) 新築住宅控除 420万円 住宅用土地の税額控除 税額の1/4 (S56(1981)年7月1日から施行)		
S57年 (1982)				
S58年 (1983)				(娯楽施設利用税) ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1人1日 1,100円
S59年 (1984)				
S60年 (1985)		控除 450万円 新築住宅控除 (S60(1985)年7月1日から施行)	(県たばこ消費税)税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円	
S61年 (1986)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をH元(1989)年6月30日まで延長	(県たばこ消費税)税率 従量割 S61(1986)年5月1日からS62(1987)年3月31日までの間に売り渡し等が行われた場合は、1,000本につき360円	
S62年 (1987)			(県たばこ消費税)税率 従量割 S61(1986)年5月1日からS62(1987)年12月31日までの間に売り渡し等が行われた場合は、1,000本につき360円	

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
S63年 (1988)			(県たばこ消費税)税率 従量割 S61(1986)年5月1日からH元(1989) 年3月31日までの間に売り渡し等が 行われた場合は、1,000本につき 360円	
H元年 (1989)		控除 新築住宅控除 税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を H4(1992)年6月30日まで延長 1,000万円	名称を県たばこ消費税から県たばこ税に改め、課 税方式を従量税方式に一本化した。 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき536円 その他 1,000本につき1,129円	名称を娯楽施設利用税からゴルフ 場利用税に改め、課税対象施設を ゴルフ場に限定した。 1人1日 300円から1,200円
H2年 (1990)				
H3年 (1991)				
H4年 (1992)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を H7(1995)年6月30日まで延長		
H5年 (1993)				
H6年 (1994)				
H7年 (1995)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を H10(1998)年6月30日まで延長		
H8年 (1996)				
H9年 (1997)	(創設)税率 消費税額の25%	新築住宅控除 (H9(1997)年4月1日以後の取得から適用) 1,200万円	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき329円 その他 1,000本につき692円	
H10年 (1998)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を H13(2001)年6月30日まで延長		

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
H11年 (1999)			旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき413円 その他 1,000本につき868円	
H12年 (2000)				
H13年 (2001)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を H16(2004)年6月30日まで延長		
H14年 (2002)				
H15年 (2003)		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)を廃止し、 H18(2006)年3月31日までに限り、一律3%とする 特例措置を新たに創設	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき461円 その他 1,000本につき969円 (H15(2003)年7月1日以後適用)	
H16年 (2004)				
H17年 (2005)				
H18年 (2006)		税率 住宅取得及び土地の取得に係る特例税率(3%) の適用期限をH21(2009)年3月31日まで延長(経 過措置として住宅以外の家屋の取得に係る特例 税率(3.5%)をH20(2008)年3月31日まで適用)	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき511円 その他 1,000本につき1,074円 (H18(2006)年7月1日以後適用)	
H19年 (2007)				
H20年 (2008)		認定長期優良住宅の新築住宅控 除 1,300万円 施行日からH22(2010)年3月31日まで(施行日 は、H21(2009)年6月4日)		

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
H21年 (2009)		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をH24(2012)年3月31日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をH24(2012)年3月31日まで延長		
H22年 (2010)			旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき716円 その他 1,000本につき1,504円 (H22(2010)年10月1日以後適用)	
H23年 (2011)		控除 東日本大震災で被災した不動産の代替でH33(2021)年3月31日までに取得した場合の不動産の控除		
H24年 (2012)		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をH27(2015)年3月31日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をH26(2014)年3月31日まで延長		
H25年 (2013)			旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき411円 その他 1,000本につき860円 (H25(2013)年4月1日以後適用)	
H26年 (2014)	税率 消費税額の17/63	控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をH28(2016)年3月31日まで延長		
H27年 (2015)		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をH30(2018)年3月31日まで延長		
H28年 (2016)		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をH30(2018)年3月31日まで延長	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円 その他 1,000本につき860円 (H28(2016)年4月1日以後適用)	

税目 年度	地方消費税	不動産取得税	県たばこ税 (県たばこ消費税を含む)	ゴルフ場利用税 (地方税としての入湯税及び 娯楽施設利用税を含む)
H29年 (2017)			旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき551円 その他 1,000本につき860円 (H29(2017)年4月1日以後適用)	
H30年 (2018)		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をR3(2021)年3月31日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をR2(2020)年3月31日まで延長	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円 (H30(2018)年4月1日以後適用) その他 (H30(2018)年10月1日以後適用)	
R元年 (2019)	税率 消費税額の22/78		旧3級品の紙巻たばこの税率を廃止 製造たばこ 1,000本につき930円 (R元(2019)年10月1日以後適用)	
R2年 (2020)		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をR4(2022)年3月31日まで延長	製造たばこ 1,000本につき1,000円 (R2(2020)年10月1日以後適用)	
R3年 (2021)		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限をR6(2024)年3月31日まで延長 控除 東日本大震災で被災した不動産の代替で取得した場合の不動産の控除をR8(2026)年3月31日まで延長	製造たばこ 1,000本につき1,070円 (R3(2021)年10月1日以後適用)	
R4年 (2022)		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円をR6(2024)年3月31日まで延長		

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
S25年 (1950)	芸者等の花代 100% カフェー、バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	
S26年 (1951)		
S27年 (1952)	カフェー、バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税)大衆食堂等 1人1回100円 1品価格50円	
S28年 (1953)		
S29年 (1954)	(非課税) 大衆飲食店 1人1回120円 甘味喫茶店 1人1回100円 大衆旅館 1人1泊700円	
S30年 (1955)	芸者等の花代 30% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回200円 食券食堂 1品価格100円 (基礎控除) 宿泊 1人1泊500円 ○公給領収証制度の採用	
S31年 (1956)		

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
S32年 (1957)	芸者の花代、カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回300円 食券食堂 1品価格150円 宿泊 1人1泊800円	
S33年 (1958)		
S34年 (1959)		
S35年 (1960)		
S36年 (1961)	(免税点) 飲食店 1人1回500円 食券食堂 1品価格250円 宿泊 1人1泊1,000円 ○名称を料理飲食等消費税に変更した。	
S37年 (1962)	遊興、飲食等 3千円を超えるもの 15% 3千円以下のもの 10% 宿泊 10% (基礎控除) 宿泊 1人1泊800円	
S38年 (1963)		
S39年 (1964)		
S40年 (1965)		
S41年 (1966)	(免税点) 飲食店 1人1回600円 食券食堂 1品価格300円 宿泊 1人1泊1,200円	

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税		
S42年 (1967)				
S43年 (1968)		(創設) 税率	3%	免税点 10万円
S44年 (1969)	遊興、飲食又はその他の利用行為及び宿泊の料金に対して (免税点) 10% 飲食店 1人1回800円 食券食堂 1品価格400円 仕出し 1人前800円 宿泊 1人1泊1,600円	免税点	15万円	
S45年 (1970)				
S46年 (1971)	(免税点) 飲食店 1人1回900円 食券食堂 1品価格450円 仕出し 1人前900円 宿泊 1人1泊1,800円 (基礎控除) 1人1泊1,000円			
S47年 (1972)				
S48年 (1973)	(免税点) 飲食店 1人1回1,200円 食券食堂 1品価格600円 仕出し 1人前1,200円 宿泊 1人1泊2,400円	低公害車 税率	1%	
S49年 (1974)	(基礎控除) 1人1泊1,500円	税率 自家用車 軽自動車及び営業車 低公害車 自家用車 軽自動車及び営業車	5% 3% 4% 2%	免税点 30万円

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
S50年 (1975)	(免税点) 飲食店 1人1回1,700円 食券食堂 1品価格850円 仕出し 1人前1,700円 宿泊 1人1泊3,400円 (S50(1975)年10月1日から適用)	税率 低公害車及び電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業車 1% (S50(1975)年4月1日以後の取得分から適用)
S51年 (1976)		税率 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業用車 2% 電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (S51(1976)年4月1日からS51(1976)年8月31日までの取得分に適用) 免税点 30万円
S52年 (1977)	(免税点) 飲食店 1人1回2,000円 食券食堂 1品価格1,000円 仕出し 1人前2,000円 宿泊 1人1泊4,000円 (S52(1977)年10月1日から施行)	税率 低公害車 自家用車 4.75% 軽自動車及び営業用車 2.75%
S53年 (1978)	(基礎控除)宿泊 1人1泊2,000円 (S53(1978)年10月1日から施行)	
S54年 (1979)		
S55年 (1980)		
S56年 (1981)		
S57年 (1982)	(免税点) 飲食店 1人1回2,500円 仕出し 1人前2,500円 宿泊 1人1泊5,000円 (S58(1983)年1月1日から施行)	

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
S58年 (1983)	(基礎控除)宿泊 1人1泊2,500円 (S59(1984)年1月1日から施行)	
S59年 (1984)		
S60年 (1985)		
S61年 (1986)		メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (S61(1986)年4月1日からS63(1988)年3月31日までの取得分に適用)
S62年 (1987)		S63(1988)年排出ガス規制適合車 S62(1987)年4月1日からS63(1988)年11月30日までの取得分 0.25%控除 S62(1987)年12月1日からH元(1989)年4月30日までの取得分 0.125%控除
S63年 (1988)		メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (H元(1989)年4月1日からH2(1990)年3月31日までの取得分に適用) H元(1989)年排出ガス規制適合車 S63(1988)年4月1日からH元(1989)年9月30日までの取得分 0.25%控除 H元(1989)年10月1日からH2(1990)年2月28日までの取得分 0.125%控除
H元年 (1989)	名称を料理飲食等消費税から特別地方消費税に改め、公給領収証制度、基礎控除制度及び奉仕料控除制度を廃止した。 (税率) 3% (免税点) 料理店等 1人1回5,000円 食券食堂 1品価格1,000円 仕出し 1人前5,000円 宿泊 1人1泊10,000円	H2(1990)年排出ガス規制適合車 H元(1989)年4月1日からH2(1990)年9月30日までの取得分 0.25%控除 H2(1990)年10月1日からH3(1991)年2月28日までの取得分 0.125%控除

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H2年 (1990)		税率 免税点 50万円 メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業車 1% (H2(1990)年4月1日からH4(1992)年4月30日までの取得分に適用) S54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得したS63(1988)年・ H元(1989)年排出ガス規制適合車 H2(1990)年4月1日からH4(1992)年3月31日までの取得分 1%控除
H3年 (1991)	(免税点) 料理店等 1人1回7,500円 仕出し 1人前7,500円 宿泊 1人1泊15,000円 食券食堂に係る免税点の特例の廃止 (H3(1991)7月1日から施行)	電気自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (H5(1993)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の大型車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合 車 H3(1991)年4月1日からH5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラック H3(1991)年4月1日からH5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除
H4年 (1992)		メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (H4(1992)年4月1日からH6(1994)年3月31日までの取得分に適用) S54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した S63(1988)年、H元(1989)年、H2(1990)年、H4(1992)年、H5(1993)年又はH6(1994)年排出ガス規制適合 車 H4(1992)年4月1日からH6(1994)年3月31日までの取得分 1%控除 H5(1993)年排出ガス規制適合車 H4(1992)年4月1日からH5(1993)年3月31日までの取得分 1%控除

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H5年 (1993)		電気自動車及び天然ガス自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (H5(1993)年4月1日からH7(1995)年3月31日までの取得分に適用) H6(1994)年排出ガス規制適合車 H5(1993)年4月1日からH6(1994)年9月30日までの取得分 1%控除 H6(1994)年10月1日からH7(1995)年2月28日までの取得分 0.1%控除 一定の中小企業が取得する流通効率化事業の用に供する自動車 H5(1993)年4月1日からH7(1995)年3月31日までの取得分 0.3%控除
H6年 (1994)		メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (H4(1992)年4月1日からH8(1996)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の自動車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 H6(1994)年4月1日からH7(1995)年8月31日までの取得分 0.3%控除
H7年 (1995)		電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.8% 軽自動車及び営業用車 0.8% (H7(1995)年4月1日からH9(1997)年3月31日までの取得分に適用)
H8年 (1996)		電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 0.6% (H8(1996)年4月1日からH9(1997)年3月31日までの取得分に適用) H9(1997)年排出ガス規制適合車 H8(1996)年4月1日からH9(1997)年9月30日までの取得分 1%控除 H9(1997)年10月1日からH10(1998)年12月31日までの取得分 0.1%控除

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H9年 (1997)		電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% (H9(1997)年4月1日からH11(1999)年3月31日までの取得分に適用) H10(1998)年排出ガス規制適合車 H9(1997)年4月1日からH10(1998)年9月30日までの取得分 1%控除 H10(1998)年10月1日からH11(1999)年2月28日までの取得分 0.1%控除
H10年 (1998)		ハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 自家用トラック・バス 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% 軽自動車及び営業用車(トラック) 0.6% (H10(1998)年4月1日からH12(2000)年3月31日までの取得分に適用) H11(1999)年排出ガス規制適合車 H10(1998)年4月1日からH11(1999)年9月30日までの取得分 1%控除 H11(1999)年10月1日からH12(2000)年2月28日までの取得分 0.1%控除
H11年 (1999)	H12(2000)年3月31日をもって廃止	低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車(バス、トラック)) 2.7%軽減 ハイブリッド車(バス、トラックを除く) 2.2%軽減 (H11(1999)年4月1日からH13(2001)年3月31日までの取得分に適用) 低燃費自動車 取得価額から30万円を控除 (H11(1999)年4月1日からH13(2001)年3月31日までの取得分に適用) H12(2000)年排出ガス規制適合車 H11(1999)年4月1日からH12(2000)年9月30日までの取得分 1%軽減 H12(2000)年10月1日からH13(2001)年2月28日までの取得分 0.1%軽減
H12年 (2000)		H13(2001)年排出ガス規制適合車 H12(2000)年4月1日からH13(2001)年9月30日までの取得分 1%軽減 H13(2001)年10月1日からH14(2002)年2月28日までの取得分 0.1%軽減

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H13年 (2001)		低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車(バス、トラック)) 2.7%軽減 ハイブリッド自動車(バス、トラックを除く) 2.2%軽減 (H13(2001)年4月1日からH15(2003)年3月31日までの取得分に適用) 低燃費車かつH12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除 (H13(2001)年4月1日からH14(2002)年3月31日までの取得分に適用) H14(2002)年排出ガス規制適合車 H13(2001)年4月1日からH14(2002)年9月30日までの取得分 1%軽減 H14(2002)年10月1日からH15(2003)年2月28日までの取得分 0.1%軽減 改正NOx法対策地域外廃車代替特例 改正NOx法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く)の廃車代替 0.5%軽減 (H13(2001)年4月1日からH15(2003)年3月31日までの取得分に適用)
H14年 (2002)		低燃費車かつH12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除 (H14(2002)年4月1日からH15(2003)年3月31日までの取得分に適用) H15(2003)年排出ガス規制適合車 H14(2002)年4月1日からH15(2003)年9月30日までの取得分 1%軽減 H15(2003)年10月1日からH16(2004)年2月29日までの取得分 0.1%軽減
H15年 (2003)		低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車(バス、トラック)) 2.7%軽減 ハイブリッド自動車(バス、トラックを除く) 2.2%軽減 (H15(2003)年4月1日からH17(2005)年3月31日までの取得分に適用) 低燃費かつH12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除 (H15(2003)年4月1日からH16(2004)年3月31日までの取得分に適用) H16(2004)年排出ガス規制適合車 1%軽減 (H15(2003)年4月1日からH16(2004)年9月30日までの取得分に適用) 超低粒子状物質排出ディーゼル認定車 1.5%軽減 (H15(2003)年4月1日からH17(2005)年3月31日までの取得分に適用)

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H16年 (2004)		燃費基準+5%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の 良い自動車 取得価格から30万円を控除 燃費基準+5%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能 の良い自動車 取得価額から20万円を控除 燃費基準達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良 い自動車 取得価額から20万円を控除 (H16(2004)年4月1日からH18(2006)年3月31日までの取得分に適用) H17(2005)年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る。) 乗用車以外の自動車 2%軽減 乗用車 1%軽減 (H16(2004)年4月1日からH17(2005)年9月30日までの取得分に適用)
H17年 (2005)		低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車(バ ス、トラック)) 2.7%軽減 ハイブリッド自動車(バス、トラックを除く) 2.2%軽減 (H17(2005)年4月1日からH19(2007)年3月31日までの取得分に適用) H17(2005)年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る。) 乗用車以外の自動車 1%軽減 (H17(2005)年10月1日からH18(2006)年3月31日までの取得分に適用)
H18年 (2006)		燃費基準+20%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能 の良い自動車 取得価額から30万円を控除 燃費基準+10%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能 の良い自動車 取得価額から15万円を控除 (H18(2006)年4月1日からH20(2008)年3月31日までの取得分に適用) 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が3.5tを超えるディーゼルのトラック・バス等であって、H27(2015)年度燃費基準達成車の うち H17(2005)年排出ガス基準に適合し、かつ同基準値よりも10%以上NO _x 又はPMの 排出量が少ない自動車 2%軽減 H17(2005)年排出ガス基準適合車 1%軽減 (H18(2006)年4月1日からH20(2008)年3月31日までの取得分に適用)

税目 年度	特別地方消費税 (遊興飲食税・料理飲食等消費税を含む)	自動車取得税
H19年 (2007)		<p>低公害車(電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車(バス、トラック)) 2.7%軽減 天然ガス自動車については排出ガス要件、ハイブリッド自動車(バス、トラック)については排出ガス要件及び燃費要件が付加された。 (H19(2007)年4月1日からH21(2009)年3月31日までの取得分に適用)</p> <p>ハイブリッド自動車(バス、トラックを除く) H19(2007)年4月1日からH20(2008)年3月31日までの取得分 2%軽減 H20(2008)年4月1日からH21(2009)年3月31日までの取得分 1.8%軽減 排出ガス要件及び燃費要件が付加された。</p>
H20年 (2008)		<p>自家用自動車(軽自動車を除く。)の税率 3%</p> <p>(H20(2008)年4月1日からH20(2008)年4月30日までの取得分に適用) 低燃費車及び大型ディーゼル自動車に係る特例措置の期限延長 (H20(2008)年4月1日からH20(2008)年4月30日までの取得分に適用) 燃費基準+25%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の 良い自動車 取得価額から30万円を控除 燃費基準+15%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能 の良い自動車 取得価額から15万円を控除</p> <p>(H20(2008)年5月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分に適用) 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であって、H21(2009)年重量車排出ガス規制(ポスト新長期規制)に適合し、かつH27(2015)年度重量車燃費基準達成車 車両総重量3.5t超12t以下 2%軽減 (H20(2008)年5月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分に適用) 車両総重量12t超 H20(2008)年5月1日からH21(2009)年9月30日までの取得分 2%軽減 H21(2009)年10月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分 1%軽減</p> <p>クリーンディーゼル乗用車 H21(2009)年排出ガス規制(ポスト新長期規制)に適合 H20(2008)年5月1日からH21(2009)年9月30日までの取得分 1%軽減 H21(2009)年10月1日からH22(2010)年3月31日まで取得分 0.5%軽減</p>

税目 年度	自動車取得税	
H21年 (2009)	新車に係る軽減措置	
	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(※)、ハイブリッド自動車(※)、クリーンディーゼル自動車(※) 乗用車等(軽自動車含む)でH17(2005)年排出ガス基準75%低減達成かつH22(2010)年度燃費基準+25%達成	非課税
	車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成	税率を75%軽減
	乗用車等(軽自動車含む)でH17(2005)年排出ガス基準75%低減達成かつH22(2010)年度燃費基準+15%達成	
	車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であってH17(2005)年排出ガス基準+10%低減かつH27(2015)年度燃費基準達成 (H21(2009)年4月1日からH24(2012)年3月31日までの取得分に適用)	税率を50%軽減
	中古車に係る軽減措置	
	電気自動車、天然ガス自動車(※)、ハイブリッド自動車(バス・トラック)(※)	税率から2.7%軽減
	ハイブリッド自動車(乗用車)(※)	税率から1.6%軽減
	プラグインハイブリッド自動車 (H21(2009)年4月1日からH24(2012)年3月31日までの取得分に適用)	税率から2.4%軽減
	乗用車等(軽自動車含む)でH17(2005)年排出ガス基準75%低減達成かつH22(2010)年度燃費基準+25%達成	取得価額から30万円を控除
	乗用車等(軽自動車含む)でH17(2005)年排出ガス基準75%低減達成かつH22(2010)年度燃費基準+15%達成 (H20(2008)年5月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分に適用)	取得価額から15万円を控除
	車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であって、H21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成 車両総重量3.5t超12t以下 (H20(2008)年5月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分に適用)	2%軽減
	車両総重量12t超	
H20(2008)年5月1日からH21(2009)年9月30日までの取得分	2%軽減	
H21(2009)年10月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分	1%軽減	
クリーンディーゼル乗用車		
H21(2009)年排出ガス基準に適合		
H20(2008)年5月1日からH21(2009)年9月30日までの取得分	1%軽減	
H21(2009)年10月1日からH22(2010)年3月31日までの取得分	0.5%軽減	
※は一定の要件を満たすもの		

税目 年度	自動車取得税	
H22年 (2010)	新車に係る軽減措置(H21(2009)年度の措置に追加されたもの)	
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成	
	車両総重量が3.5t超12t以下のディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成	
	車両総重量が12tを超えるディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成	
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のトラック・バス等であってH17(2005)年排出ガス基準75%低減かつH27(2015)年度燃費基準達成	税率を75%軽減
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のトラック・バス等であってH17(2005)年排出ガス基準50%低減かつH27(2015)年度燃費基準達成 (全てH22(2010)年4月1日からH24(2012)年3月31日までの取得分に適用)	税率を50%軽減
	中古車に係る軽減措置(H21(2009)年度の措置に追加されたもの)	
	車両総重量が2.5t超3.5t以下のトラック・バス等であってH17(2005)年排出ガス基準75%低減かつH27(2015)年度燃費基準達成 (H22(2010)年4月1日からH24(2012)年3月31日までの取得分に適用)	取得価額から30万円を控除
車両総重量が2.5t超3.5t以下のトラック・バス等であってH17(2005)年排出ガス基準50%低減かつH27(2015)年度燃費基準達成 (H22(2010)年4月1日からH24(2012)年3月31日までの取得分に適用)	取得価額から15万円を控除	
車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成 (H22(2010)年4月1日からH22(2010)年8月31日までの取得分に適用)	税率から1.0%軽減	
車両総重量が3.5t超12t以下のディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成		
H22(2010)年4月1日からH22(2010)年9月30日までの取得分	税率から2.0%軽減	
H22(2010)年10月1日からH23(2011)年8月31日までの取得分	税率から1.0%軽減	
車両総重量が12tを超えるディーゼルトラック・バス等であってH21(2009)年排出ガス基準適合かつH27(2015)年度燃費基準達成 (H22(2010)年10月1日からH23(2011)年8月31日までの取得分に適用)	税率から1.0%軽減	
クリーンディーゼル乗用車 H21(2009)年排出ガス基準に適合 (H21(2009)年10月1日からH22(2010)年8月31日までの取得分に適用)	0.5%軽減	
H23年 (2011)		

税目 年度	自動車取得税						
	車種	燃料	要件		新車	中古車	
			排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額	
H24年 (2012)	● 環境負荷の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H24(2012)年4月1日からH26(2014)年3月31日までに取得した自動車に適用)						
	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	—	—	非課税	45万円	
	天然ガス自動車	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)10%以上低減	—	非課税	45万円	
	プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税	45万円	
	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準適合	—	—	非課税	45万円
		ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%以上低減	H27(2015)年度燃費基準+20%達成 H22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1)	非課税	45万円	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成 H22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1)	75%軽減	30万円	
	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%以上低減	H27(2015)年度燃費基準達成 H22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	50%軽減	15万円	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	45万円	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減	30万円	
		ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx50%以上低減	H27(2015)年度燃費基準達成	50%軽減	15万円	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	30万円	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	15万円	
	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOx・PM(粒子状物質)10%以上低減	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	—	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準達成	50%軽減	—	
				H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	—
	バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOx・PM10%以上低減	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準達成	50%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	45万円(注2)	
H27(2015)年度燃費基準+5%達成				75%軽減	30万円(注2)		
H27(2015)年度燃費基準達成				50%軽減	15万円(注2)		
H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	30万円(注2)				
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	15万円(注2)				

税目 年度	自動車取得税		
H24年 (2012)	注1 H22(2010)年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注2 ハイブリッド自動車に限り適用される。		
	● バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H24(2012)年4月1日からH27(2015)年3月31日までに取得した自動車に適用)		
	車種		新車新規登録
			取得価額からの控除額
	ノンステップバス		1,000万円控除
	リフト付きバス	乗車定員30人以上	650万円控除
		乗車定員30人未満	200万円控除
	ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除
	衝突被害軽減 ブレーキ搭載車	トラック(8t超22t以下)	350万円控除
		トラック(22t超)	
		トラクタ(13t超)	
	注3 22t超のトラック及び13t超のトラクタについてはH26(2014)年10月31日までの取得に適用		
H25年 (2013)	● バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H24(2012)年4月1日からH27(2015)年3月31日までに取得した自動車に適用)		
	車種		新車新規登録
			取得価額からの控除額
	ノンステップバス		1,000万円控除
	リフト付きバス	乗車定員30人以上	650万円控除
		乗車定員30人未満	200万円控除
	ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除
	衝突被害軽減 ブレーキ搭載車	トラック(8t超22t以下)	350万円控除
		トラック(22t超)	
		トラクタ(13t超)	
		乗車定員10人以上で立席のないバス等(5t超12t以下)	
		乗車定員10人以上で立席のないバス等(12t超)	
	注1 22t超のトラック及び13t超のトラクタについてはH26(2014)年10月31日までの取得に適用		
	注2 車輛総重量5t超12t以下のバス等及び12t超のバス等については、H25(2013)年4月1日以後の取得に適用		
H26年 (2014)	● 税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%		

税目 年度	自動車取得税						
	車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額	
● 環境負担の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H26(2014)年4月1日からH27(2015)年3月31日までに取得した自動車に適用)							
H26年 (2014)	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	—	—	非課税	45万円	
	天然ガス自動車	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)10%以上低減	—	非課税	45万円	
	プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税	45万円	
	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準適合	—	—	非課税	45万円
					H27(2015)年度燃費基準+20%達成 H22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1)	非課税	45万円
					H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%以上低減	H27(2015)年度燃費基準+10%達成 H22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1)	80%軽減
	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%以上低減	—	H27(2015)年度燃費基準達成 H22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	60%軽減	15万円
					H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	45万円
					H27(2015)年度燃費基準+5%達成	80%軽減	30万円
					H27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15万円
	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%以上低減	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円
					H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	15万円
					H27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15万円
					H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円
	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx50%以上低減	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円
					H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	15万円
					H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	—
					H27(2015)年度燃費基準+5%達成	80%軽減	—
	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOx・PM(粒子状物質)10%以上低減	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	—
					H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	—
H27(2015)年度燃費基準達成					60%軽減	—	
H27(2015)年度燃費基準+10%達成					80%軽減	—	
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準適合	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	—	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	—	
バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOx・PM10%以上低減	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	非課税	45万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	80%軽減	30万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円(注2)	
バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	H21(2009)年排出ガス基準適合	—	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	15万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成	80%軽減	30万円(注2)	
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成	60%軽減	15万円(注2)	

注1 H22(2010)年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。

注2 ハイブリッド自動車に限り適用される。

税目 年度	自動車取得税							
	● 環境負荷の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H27(2015)年4月1日からH29(2017)年3月31日までに取得した自動車に適用)							
H27年 (2015)	○ 乗用車							
	車種	燃料	要件		新車	中古車		
			排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額		
	電気自動車、燃料電池車	電気	—	—	非課税	45万円控除		
	天然ガス	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)10%以上低減	—				
	プラグインハイブリッド車	—	—	—				
	低排出ガスディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル車)	軽油	—	—				
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%低減達成	H32(2020)年度燃費基準+20%達成 (H22(2010)年度燃費基準+80%達成)	80%軽減	35万円控除		
				H32(2020)年度燃費基準+10%達成 (H22(2010)年度燃費基準+65%達成)				
				H32(2020)年度燃費基準達成 (H22(2010)年度燃費基準+50%達成)			60%軽減	25万円控除
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成 (H22(2010)年度燃費基準+38%達成)			40%軽減	15万円控除
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成 (H22(2010)年度燃費基準+32%達成)	20%軽減	5万円控除		
	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック							
	車種	燃料	要件		新車	中古車		
			排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車	電気	—	—	非課税	45万円控除			
天然ガス	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx10%以上低減	—					
プラグインハイブリッド車	—	—	—					
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%低減達成	H27(2015)年度燃費基準+25%達成			80%軽減	35万円控除	
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成					
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	60%軽減	25万円控除			
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	40%軽減	15万円控除			
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	20%軽減	5万円控除			

自動車取得税

税目 年度	自動車取得税						
	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック						
車種	燃料	要件		新車	中古車		
		排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車	電気	—	—	非課税	45万円控除		
天然ガス	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)10%以上低減	—				
プラグインハイブリッド車	—	—	—				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	H17(2005)年排出ガス基準からNOx75%低減達成	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	80%軽減	35万円控除		
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
		H27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減			25万円控除	
		H17(2005)年排出ガス基準からNOx50%低減達成	H27(2015)年度燃費基準+15%達成			80%軽減	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成			60%軽減	25万円控除
H27(2015)年度燃費基準+5%達成	40%軽減		15万円控除				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	非課税			
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
		H27(2015)年度燃費基準達成	40%軽減				
		H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+15%達成			80%軽減	
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成			60%軽減	
H27(2015)年度燃費基準+5%達成	40%軽減						

H27年
(2015)

税目 年度	自動車取得税							
H27年 (2015)	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック							
	車種	燃料	要件		新車	中古車		
			排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額		
	電気自動車、燃料電池車	電気	—	—	非課税	45万円控除		
	天然ガス	天然ガス	H21(2009)年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)10%以上低減	—				
	プラグインハイブリッド車	—	—	—				
	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	H21(2009)年排出ガス基準からNOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	80%軽減	35万円控除		
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
				H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
			H27(2015)年度燃費基準達成	40%軽減			15万円控除	
			H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+15%達成			80%軽減	35万円控除
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	40%軽減		15万円控除				
	注 H22(2010)年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。							
	● バリアフリー対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置 H27(2015)年4月1日からH29(2017)年3月31日までに新車新規登録した自動車に適用(延長)							
● 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置 対象装置 ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置								
特例の内容								
1装置装着		取得価額から350万円控除						
両装置装着		取得価額から525万円控除						
対象自動車		対象期間						
車種	車両総重量	H27(2015)年4月1日から H29(2017)年3月31日						
トラック	3.5t超22t以下							
バス	5t超12t以下							
※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。								
※車両総重量20t超22t以下のトラックについて1装置装着の特例期間はH28(2016)年10月31日まで。 H28(2016)年11月1日以後は両装置装着に限り、取得価額から350万円控除。								
※車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。								
H28年 (2016)								

税目 年度	自動車取得税				
H29年 (2017)	● 税率				
	営業用の普通車、軽自動車		2%		
	自家用車の普通車		3%		
	● 環境負荷の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H29(2017)年4月1日からH30(2018)年3月31日までに取得した自動車に適用)				
	新車				
	○ 乗用車				
		車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
		電気自動車、燃料電池車			非課税
		天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
		プラグインハイブリッド車			
		クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)			
		ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+30%達成	60%軽減
				H32(2020)年度燃費基準+20%達成	
				H32(2020)年度燃費基準+10%達成	
				H32(2020)年度燃費基準達成	
	H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック				
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率	
	電気自動車、燃料電池車			非課税	
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
	プラグインハイブリッド車				
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成		80%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成		

税目 年度	自動車取得税			
H29年 (2017)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
	電気自動車、燃料電池車			非課税
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	
			H27(2015)年度燃費基準達成	
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	50%軽減
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成		25%軽減	
	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H30(2018)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	非課税
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減
			H27(2015)年度燃費基準達成	25%軽減
		H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	50%軽減
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成		25%軽減	
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率	
電気自動車、燃料電池車			非課税	
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成		
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成		
		H27(2015)年度燃費基準達成		

税目 年度	自動車取得税					
H29年 (2017)	中古車					
	○ 乗用車					
		車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額	
		電気自動車、燃料電池車			45万円控除	
		天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
		プラグインハイブリッド車				
		クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)				
		ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+30%達成 (H22(2010)年度燃費基準+95%達成)	25万円控除	
				H32(2020)年度燃費基準+20%達成 (H22(2010)年度燃費基準+80%達成)		
				H32(2020)年度燃費基準+10%達成 (H22(2010)年度燃費基準+65%達成)	15万円控除	
				H32(2020)年度燃費基準達成 (H22(2010)年度燃費基準+50%達成)	5万円控除	
				H27(2015)年度燃費基準+10%達成※ (H22(2010)年度燃費基準+38%達成)※		
	※ガソリンハイブリッド車、ガソリン車に限る					
		○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック				
		車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額	
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除		
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)					
	プラグインハイブリッド車					
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成 (H22(2010)年度燃費基準+57%達成)		35万円控除	
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成 (H22(2010)年度燃費基準+50%達成)			
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成 (H22(2010)年度燃費基準+44%達成)	25万円控除		
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成 (H22(2010)年度燃費基準+38%達成)	15万円控除		
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成 (H22(2010)年度燃費基準+32%達成)	5万円控除		

税目 年度	自動車取得税			
H29年 (2017)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
			H27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除	
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除	
注 H22(2010)年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。				

税目 年度	自動車取得税												
H29年 (2017)	● ASV特例 対象装置 ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置												
	特例の内容												
	1装置装着		取得価額から350万円控除										
	両装置装着		取得価額から525万円控除										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象自動車</th> <th rowspan="2">対象期間</th> </tr> <tr> <th>車種</th> <th>車両総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>3.5t超22t以下</td> <td rowspan="2">H29(2017)年4月1日から H31(2019)年3月31日</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>5t超12t以下</td> </tr> </tbody> </table>			対象自動車		対象期間	車種	車両総重量	トラック	3.5t超22t以下	H29(2017)年4月1日から H31(2019)年3月31日	バス	5t超12t以下
	対象自動車		対象期間										
	車種	車両総重量											
	トラック	3.5t超22t以下	H29(2017)年4月1日から H31(2019)年3月31日										
	バス	5t超12t以下											
	※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。 ※車両総重量20t超22t以下のトラックは、両装置装着に限りH30(2018)年10月31日まで取得価額から350万円控除。 ※車両総重量8t超20t以下のトラックは、特例期間がH30(2018)年10月31日まで。 H30(2018)年11月1日以後は両装置装着に限り、取得価額から350万円控除。 ※車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。												
車線逸脱警報装置装着車													
対象自動車		対象期間	控除額										
車種	車両総重量												
バス	12t超	H29(2017)年4月1日からH31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除										

税目 年度	自動車取得税																																			
H30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ● 税率 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>営業用の普通車、軽自動車</td> <td style="text-align: right;">2%</td> </tr> <tr> <td>自家用車の普通車</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> </table> ● 環境負荷の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H30(2018)年4月1日からH31(2019)年3月31日までに取得した自動車に適用) 				営業用の普通車、軽自動車	2%	自家用車の普通車	3%																												
	営業用の普通車、軽自動車	2%																																		
	自家用車の普通車	3%																																		
	新車																																			
	○ 乗用車																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">車種</th> <th style="width: 25%;">排出ガス要件</th> <th style="width: 25%;">燃費要件</th> <th style="width: 25%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車、燃料電池車</td> </tr> <tr> <td colspan="4">天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td colspan="4">クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>H32(2020)年度燃費基準+40%達成</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>H32(2020)年度燃費基準+30%達成</td> <td style="text-align: center;">80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32(2020)年度燃費基準+20%達成</td> <td style="text-align: center;">60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32(2020)年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">40%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32(2020)年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">20%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車				天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				プラグインハイブリッド車				クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)				ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+40%達成	非課税	H32(2020)年度燃費基準+30%達成	80%軽減	H32(2020)年度燃費基準+20%達成	60%軽減	H32(2020)年度燃費基準+10%達成	40%軽減	H32(2020)年度燃費基準達成	20%軽減			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率																																
	電気自動車、燃料電池車																																			
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)																																			
	プラグインハイブリッド車																																			
	クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)																																			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+40%達成	非課税																																
			H32(2020)年度燃費基準+30%達成		80%軽減																															
			H32(2020)年度燃費基準+20%達成		60%軽減																															
			H32(2020)年度燃費基準+10%達成		40%軽減																															
H32(2020)年度燃費基準達成	20%軽減																																			
○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">車種</th> <th style="width: 25%;">排出ガス要件</th> <th style="width: 25%;">燃費要件</th> <th style="width: 25%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車、燃料電池車</td> </tr> <tr> <td colspan="4">天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>H27(2015)年度燃費基準+25%達成</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)年度燃費基準+20%達成</td> <td style="text-align: center;">80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)年度燃費基準+15%達成</td> <td style="text-align: center;">60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">40%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td style="text-align: center;">20%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車				天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				プラグインハイブリッド車				ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成	非課税	H27(2015)年度燃費基準+20%達成	80%軽減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	60%軽減	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	40%軽減	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	20%軽減								
車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率																																	
電気自動車、燃料電池車																																				
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)																																				
プラグインハイブリッド車																																				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成	非課税																																	
		H27(2015)年度燃費基準+20%達成		80%軽減																																
		H27(2015)年度燃費基準+15%達成		60%軽減																																
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成		40%軽減																																
H27(2015)年度燃費基準+5%達成	20%軽減																																			

税目 年度	自動車取得税			
H30年 (2018)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
	電気自動車、燃料電池車			非課税
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減
			H27(2015)年度燃費基準達成	25%軽減
	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H30(2018)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	非課税
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減
			H27(2015)年度燃費基準達成	25%軽減
		H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	50%軽減
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成		25%軽減	
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
	電気自動車、燃料電池車			非課税
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成		
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	
		H27(2015)年度燃費基準達成	25%軽減	

税目 年度	自動車取得税			
H30年 (2018)	中古車			
	○ 乗用車			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)			35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+40%達成	
			H32(2020)年度燃費基準+30%達成	
			H32(2020)年度燃費基準+20%達成	
			H32(2020)年度燃費基準+10%達成	
			H32(2020)年度燃費基準達成	
	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成	
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成	
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	
H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
H27(2015)年度燃費基準+5%達成				

自動車取得税

税目 年度	自動車取得税			
H30年 (2018)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除	

税目 年度	自動車取得税		
H30年 (2018)	● ASV特例 対象装置 ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置		
	特例の内容		
	1装置装着	取得価額から350万円控除	
	両装置装着	取得価額から525万円控除	
	対象自動車		
	車種	車両総重量	対象期間
	トラック	3.5t超22t以下	
	バス	5t超12t以下	
	※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。 ※車両総重量20t超22t以下のトラックは、両装置装着に限りH30(2018)年10月31日まで取得価額から350万円控除。 ※車両総重量8t超20t以下のトラックは、特例期間がH30(2018)年10月31日まで。 H30(2018)年11月1日以後は両装置装着に限り、取得価額から350万円控除。 ※車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。		
	車線逸脱警報装置装着車		
対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	H29(2017)年4月1日からH31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

税目 年度	自動車取得税							
R元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ● 税率 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>営業用の普通車、軽自動車</td> <td style="text-align: right;">2%</td> </tr> <tr> <td>自家用車の普通車</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> </table> ● 環境負荷の小さい自動車(下表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(H31(2019)年4月1日からR元(2019)年9月30日までに取得した自動車に適用) 				営業用の普通車、軽自動車	2%	自家用車の普通車	3%
	営業用の普通車、軽自動車	2%						
	自家用車の普通車	3%						
	新車							
	○ 乗用車							
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率				
	電気自動車、燃料電池車			非課税				
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)							
	プラグインハイブリッド車							
	クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)							
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+40%達成					
			H32(2020)年度燃費基準+30%達成	80%軽減				
			H32(2020)年度燃費基準+20%達成	60%軽減				
			H32(2020)年度燃費基準+10%達成	40%軽減				
			H32(2020)年度燃費基準達成	20%軽減				
○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック								
車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率					
電気自動車、燃料電池車			非課税					
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)								
プラグインハイブリッド車								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成						
		H27(2015)年度燃費基準+20%達成	80%軽減					
		H27(2015)年度燃費基準+15%達成	60%軽減					
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	40%軽減					
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	20%軽減					

税目 年度	自動車取得税			
R元年 (2019)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
	電気自動車、燃料電池車			非課税
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H30(2018)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	非課税
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減
		H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	50%軽減
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
	電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	75%軽減	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成		
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成		50%軽減

自動車取得税

税目 年度	自動車取得税				
R元年 (2019)	中古車				
	○ 乗用車				
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額	
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除	
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
	プラグインハイブリッド車				
	クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)				
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H32(2020)年度燃費基準+40%達成	35万円控除	
			H32(2020)年度燃費基準+30%達成		
			H32(2020)年度燃費基準+20%達成		25万円控除
			H32(2020)年度燃費基準+10%達成		15万円控除
			H32(2020)年度燃費基準達成		5万円控除
	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック				
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額	
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除	
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
	プラグインハイブリッド車				
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成		35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	25万円控除	
H27(2015)年度燃費基準+10%達成			15万円控除		
H27(2015)年度燃費基準+5%達成			5万円控除		

税目 年度	自動車取得税			
R元年 (2019)	○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			
	プラグインハイブリッド車			
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
			H27(2015)年度燃費基準達成	35万円控除
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック			
	車種	排出ガス要件	燃費要件	控除額
	電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除	
		H27(2015)年度燃費基準達成	35万円控除	

税目 年度	自動車取得税				
R元年 (2019)	● ASV特例				
	対象車両	車両総重量	対象装置		
	トラック	3.5t超22t以下	1 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	2 車両安定性 制御装置 (EVSC)	3 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
	バス	全重量			
	装着装置		控除額		
	いずれか 1装置装着	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	350万円		
2車両安定性制御装置(EVSC)					
3車線逸脱警報装置(LDWS)		175万円			
複数装置装着		最大525万円			
<p>※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。 ※車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、車両安定性制御装置を除く。 ※車両総重量12t超のバスに係る特例措置の対象装置は、車線逸脱警報装置に限る。 ※条件によって、控除額が異なる。</p>					
R元(2019)年9月30日をもって廃止					

税目 年度	自動車税							
S25年 (1950)	普通自動車 自家用	15,000円	営業用	10,000円	三輪車	2,000円		
	トラック及びバス	10,000円			二輪車	1,000円		
	小型四輪車 自家用	4,500円	その他	3,000円	軽自動車	500円		
S26年 (1951)								
S27年 (1952)								
S28年 (1953)	普通自動車 自家用	30,000円	営業用	14,000円	小型四輪車 自家用	7,000円	営業用	4,200円
	トラック	14,000円			三輪車	2,800円		
	バス				二輪車	1,400円		
	観光用	25,000円	その他	14,000円	軽自動車	700円		
S29年 (1954)	普通自動車 自家用				バス			
	軸距120インチ以下	36,000円	軸距120インチ超	60,000円	観光用			
	揮発油				揮発油	30,000円	その他	45,000円
	営業用				その他のバス			
	軸距120インチ以下	15,000円	軸距120インチ超	30,000円	揮発油	14,000円	その他	21,000円
	トラック				小型自動車			
	自家用				四輪自家用	16,000円	営業用	8,000円
	揮発油	15,000円	その他	23,000円	三輪自家用	4,300円	営業用	3,300円
	営業用				二輪	2,500円		
	揮発油	14,000円	その他	21,000円	軽自動車	1,500円		
S30年 (1955)								
S31年 (1956)	「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。							
S32年 (1957)								
S33年 (1958)	二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税とする。							
S34年 (1959)								

税目 年度	自動車税					
S35年 (1960)						
S36年 (1961)	普通自動車 自家用 軸距3.048m以下 36,000円	軸距3.048m超 60,000円	バス 観光用 30,000円	小型四輪車 自家用 16,000円	営業用 3,800円	その他 14,000円 営業用 8,000円
S37年 (1962)	普通自動車 自家用 軸距3.048m以下 15,000円	軸距3.048m超 30,000円	バス 観光用 3,800円	小型四輪車 自家用 16,000円	営業用 3,800円	その他 14,000円 営業用 8,000円
S38年 (1963)	新車登録等の自動車に対する自動車税について証紙徴収制度を設けた。					
S39年 (1964)	新車登録等の自動車に対する自動車税について証紙徴収制度を設けた。					
S40年 (1965)	普通自動車 自家用 軸距3.048m以下 54,000円	軸距3.048m超 90,000円	小型四輪車 自家用 総排気量10以下 18,000円	総排気量1.50超 24,000円	総排気量10超1.50以下 21,000円	
S41年 (1966)	新車登録等の自動車に対する自動車税について証紙徴収制度を設けた。					
S42年 (1967)	小型四輪車 自家用	ロータリー・エンジンのもの 21,000円				
S43年 (1968)	新車登録等の自動車に対する自動車税について証紙徴収制度を設けた。					
S44年 (1969)	小型四輪車 自家用	電動機を原動機とするもの 18,000円	小型四輪車 営業用	電動機を原動機とするもの 6,000円	ロータリー・エンジンのもの 7,000円	

税目 年度	自動車税			
S45年 (1970)	小型四輪車 自家用 ロータリー・エンジンのもの 0.4910×2個 0.6550×2個	21,000円 24,000円	小型四輪車 営業用 ロータリー・エンジンのもの 0.4910×2個 0.6550×2個	7,000円 8,000円
S46年 (1971)	小型四輪車 自家用 ロータリー・エンジンのもの 0.5720以下×2個 0.5720超×2個	21,000円 24,000円	小型四輪車 営業用 ロータリー・エンジンのもの 0.5720以下×2個 0.5720超×2個	7,000円 8,000円
S47年 (1972)	バス 一般乗合用のもの	14,000円	その他	30,000円
S48年 (1973)				
S49年 (1974)				
S50年 (1975)				
S51年 (1976)	普通自動車 営業用 軸距3.048m以下 軸距3.048m超 自家用 軸距3.048m以下 軸距3.048m超	26,000円 52,000円 70,000円 117,000円	四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量1ℓ以下 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 総排気量1.5ℓ超 自家用 総排気量1ℓ以下 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 総排気量1.5ℓ超	7,000円 8,000円 9,000円 23,500円 27,500円 31,500円
S52年 (1977)	トラック 営業用 17,500円 自家用 20,000円 バス 営業用 一般乗合用のもの 14,000円 一般乗合用以外のもの 34,500円 自家用 39,000円 三輪の小型自動車 営業用 4,400円 自家用 5,000円			
S53年 (1978)				

税目 年度	自動車税		
S54年 (1979)	普通自動車 営業用 総排気量30以下 24,000円 総排気量30超60以下 26,000円 総排気量60超 52,000円 自家用 総排気量30以下 71,000円 総排気量30超60以下 77,000円 総排気量60超 129,000円	四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量10以下 7,000円 総排気量10超1.50以下 8,000円 総排気量1.50超 9,000円 自家用 総排気量10以下 25,500円 総排気量10超1.50以下 30,000円 総排気量1.50超 34,500円	トラック 営業用 17,500円 自家用 22,000円 バス 営業用 一般乗合用のもの 14,000円 一般乗合用以外のもの 36,000円 自家用 42,500円 三輪の小型自動車 営業用 4,400円 自家用 5,500円
S55年 (1980)			
S56年 (1981)			
S57年 (1982)			
S58年 (1983)			
S59年 (1984)	普通自動車 営業用 総排気量30以下 25,000円 総排気量30超60以下 27,000円 総排気量60超 54,500円 自家用 総排気量30以下 81,500円 総排気量30超60以下 88,500円 総排気量60超 148,500円	四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量10以下 7,500円 総排気量10超1.50以下 8,500円 総排気量1.50超 9,500円 自家用 総排気量10以下 29,500円 総排気量10超1.50以下 34,500円 総排気量1.50超 39,500円	トラック 営業用 18,500円 自家用 22,500円 バス 営業用 一般乗合用のもの 14,500円 一般乗合以外のもの 38,000円 自家用 49,000円 三輪の小型自動車 営業用 4,500円 自家用 6,000円
S60年 (1985)			
S61年 (1986)	メタノール自動車 S59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (S61(1986)年度分及びS62(1987)年度分に限り適用)		

税目 年度	自動車税																	
S62年 (1987)	S63(1988)年排出ガス規制適合車 S59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (S62(1987)年度分及びS63(1988)年度分に限り適用)																	
S63年 (1988)	メタノール自動車及びH元(1989)年排出ガス規制適合車 S59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (S63(1988)年度分及びH元(1989)年度分に限り適用)																	
H元年 (1989)	乗用車について普通自動車と小型自動車の区分を廃止し、総排気量が20を超えるものの税率を次のとおり細分した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">営業用</th> <th style="width: 50%;">自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量20超2.50以下</td> <td>総排気量20超2.50以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量2.50超30以下</td> <td>総排気量2.50超30以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量30超3.50以下</td> <td>総排気量30超3.50以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量3.50超40以下</td> <td>総排気量3.50超40以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量40超4.50以下</td> <td>総排気量40超4.50以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量4.50超60以下</td> <td>総排気量4.50超60以下</td> </tr> <tr> <td>総排気量60超</td> <td>総排気量60超</td> </tr> </tbody> </table>		営業用	自家用	総排気量20超2.50以下	総排気量20超2.50以下	総排気量2.50超30以下	総排気量2.50超30以下	総排気量30超3.50以下	総排気量30超3.50以下	総排気量3.50超40以下	総排気量3.50超40以下	総排気量40超4.50以下	総排気量40超4.50以下	総排気量4.50超60以下	総排気量4.50超60以下	総排気量60超	総排気量60超
営業用	自家用																	
総排気量20超2.50以下	総排気量20超2.50以下																	
総排気量2.50超30以下	総排気量2.50超30以下																	
総排気量30超3.50以下	総排気量30超3.50以下																	
総排気量3.50超40以下	総排気量3.50超40以下																	
総排気量40超4.50以下	総排気量40超4.50以下																	
総排気量4.50超60以下	総排気量4.50超60以下																	
総排気量60超	総排気量60超																	
	メタノール自動車及びH元(1989)年排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置の軽減税率を改めた。 H2(1990)年排出ガス規制適合車について、H元(1989)年度分及びH2(1990)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。																	
H2年 (1990)	メタノール自動車について、H2(1990)年度分及びH3(1991)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 S54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得したS63(1988)年・H元(1989)年排出ガス規制適合車について、H2(1990)年度分及びH3(1991)年度分の自動車税に限り、軽減税率を適用することとした。																	
H3年 (1991)	電気自動車について、H3(1991)年度分及びH4(1992)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。																	
H4年 (1992)	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、H4(1992)年度分及びH5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 S54(1979)年排出ガス規制適合車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得したS63(1988)年、H元(1989)年、H2(1990)年、H4(1992)年、H5(1993)年又はH6(1994)年排出ガス規制適合車について、H4(1992)年度分及びH5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。																	
H5年 (1993)	電気自動車及び天然ガス自動車について、H5(1993)年度分及びH6(1994)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。																	
H6年 (1994)	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、H6(1994)年度分及びH7(1995)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 (H6(1994)年度末の改正により、H7(1995)年度分の軽減税率の適用はなくなった。)																	
H7年 (1995)																		
H8年 (1996)																		
H9年 (1997)																		

税目 年度	自動車税	
H10年 (1998)		
H11年 (1999)		
H12年 (2000)		
H13年 (2001)		
H14年 (2002)	<p>グリーン税制 軽課 (H13(2001)年度取得分についてはH14(2002)年度、H15(2003)年度、H14(2002)年度取得分についてはH15(2003)年度、 H16(2004)年度分の自動車税に適用)</p> <p>低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車) 低燃費車かつH12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 低燃費車かつH12(2000)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 低燃費車かつH12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね50%を軽課 概ね25%を軽課 概ね13%を軽課</p> <p>概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>
H15年 (2003)		
H16年 (2004)	<p>グリーン税制 軽課(H15(2003)年度取得分について適用) 低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車) 低燃費自動車かつH12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね50%を軽課</p> <p>概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>
H17年 (2005)	<p>グリーン税制 軽課(H16(2004)年度取得分についてはH17(2005)年度、H17(2005)年度取得分についてはH18(2006)年度分の自動車税に適用) 低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車) 燃費基準+5%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 燃費基準+5%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 燃費基準達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね50%を軽課 概ね25%を軽課 概ね25%を軽課</p> <p>概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>

税目 年度	自動車税	
H18年 (2006)		
H19年 (2007)	<p>グリーン税制 軽課(H18(2006)年度取得分についてはH19(2007)年度、H19(2007)年度取得分についてはH20(2008)年度分の自動車税に適用) 低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車) 燃費基準+20%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 燃費基準+10%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね50%を軽課 概ね25%を軽課 概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>
H20年 (2008)		
H21年 (2009)	<p>グリーン税制 軽課(H20(2008)年度取得分についてはH21(2009)年度、H21(2009)年度取得分についてはH22(2010)年度分の自動車税に適用) 電気自動車、天然ガス自動車(車両総重量3.5t以下でH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上NOxを低減させた自動車、 車両総重量3.5t超でH17(2005)年排出ガス基準値より10%以上NOxを低減させた自動車) 燃費基準+25%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 燃費基準+15%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね25%を軽課 概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>
H22年 (2010)	<p>グリーン税制 軽課(H21(2009)年度取得分についてはH22(2010)年度、H22(2010)年度取得分についてはH23(2011)年度分の自動車税に適用) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (車両総重量3.5t以下でH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上NOxを低減させた自動車、車両総重量3.5t超でH17(2005)年 排出ガス基準値より10%以上NOxを低減させた自動車) 燃費基準+25%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 燃費基準+15%達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 重課(低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等</p>	<p>概ね50%を軽課 概ね25%を軽課(H22(2010)年度まで) 概ね10%を重課 概ね10%を重課</p>
H23年 (2011)		

税目 年度	自動車税	
H24年 (2012)	<p>グリーン化特例 軽課 H24(2012)年度取得分についてH25(2013)年度、H25(2013)年度取得分についてH26(2014)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より10%以上NO_xを低減させた自動車) H27(2015)年度燃費基準+10%以上達成車(H22(2010)年度燃費基準+38%以上達成車)かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 H27(2015)年度燃費基準達成車(H22(2010)年度燃費基準+25%達成車)かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 ※H22(2010)年度燃費基準については、H27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>重課 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。</p>	<p>概ね50%軽課 概ね25%軽課 概ね10%重課 概ね10%重課</p>
H25年 (2013)		
H26年 (2014)	<p>グリーン化特例 軽課 H26(2014)年度取得分についてはH27(2015)年度、H27(2015)年度取得分についてはH28(2016)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車(H21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より10%以上NO_x(窒素酸化物)を低減させた自動車) H27(2015)年度燃費基準+20%以上達成車(H32(2020)年度燃費基準達成車)かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 H27(2015)年度燃費基準+20%以上達成車(H32(2020)年度燃費基準未達成車)かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 H27(2015)年度燃費基準+10%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車</p> <p>重課 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね10%</p>	<p>概ね75%軽課 概ね50%軽課 概ね15%重課 概ね15%重課</p>
H27年 (2015)		

税目 年度	自動車税
H28年 (2016)	<p>グリーン化特例 軽課 H28(2016)年度取得分について、H29(2017)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNOxを10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(H21(2009)年排出ガス基準適合自動車) H32(2020)年度燃費基準+10%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車 H27(2015)年度燃費基準+20%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車</p> <p style="text-align: right;">概ね75%軽課 概ね50%軽課</p>
H29年 (2017)	<p>グリーン化特例 軽課 H29(2017)年度取得分について、H30(2018)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準からNOxを10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準適合自動車) H32(2020)年度燃費基準+30%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 H32(2020)年度燃費基準+10%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車</p> <p style="text-align: right;">概ね75%軽課 概ね50%軽課</p>
H30年 (2018)	<p>グリーン化特例 軽課 H30(2018)年度取得分について、H31(2019)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準からNOxを10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準適合自動車) R2(2020)年度燃費基準+30%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 R2(2020)年度燃費基準+10%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車</p> <p style="text-align: right;">概ね75%軽課 概ね50%軽課</p>
R元年 (2019)	<p>グリーン化特例 軽課 H31(2019)年度取得分についてはR2(2020)年度、R2(2020)年度取得分についてはR3(2021)年度分の自動車税(種別割)に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準からNOxを10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準適合自動車) R2(2020)年度燃費基準+30%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 R2(2020)年度燃費基準+10%以上達成車かつH17(2005)年排出ガス基準値より75%以上またはH30(2018)年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車</p> <p style="text-align: right;">概ね75%軽課 概ね50%軽課</p>

税目 年度	自動車税																																																		
R元年 (2019)	重課 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ※電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特殊用途自動車の重課率は概ね10%					概ね15%重課 概ね15%重課																																													
	(種別割) ○R元(2019)年10月1日以後に新車登録された自動車対象 ○恒久減税 R元(2019)年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、排気量に応じて税率が1,000～4,500円引き下げ																																																		
	(環境性能割) ○R元(2019)年10月1日以後に新規登録等された自動車対象																																																		
	○税率 営業用の普通車 燃費性能等に応じて0～2% 自家用の普通車 燃費性能等に応じて0～3%																																																		
	○臨時的軽減特例 R元(2019)年10月1日からR3(2021)年3月31日までに取得した自家用の乗用車について、税率を1%分引き下げ																																																		
	○ 乗用車(臨時的軽減前)																																																		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:25%;">車種</th> <th rowspan="2" style="width:25%;">排出ガス要件</th> <th rowspan="2" style="width:25%;">燃費要件</th> <th colspan="2" style="width:25%;">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">電気自動車、燃料電池車</td> <td colspan="2" rowspan="5" style="text-align:center; vertical-align:middle;">0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align:center;">ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車</td> <td rowspan="6"></td> <td>R2(2020)年度燃費基準+40%達成</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>R2(2020)年度燃費基準+30%達成</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>R2(2020)年度燃費基準+20%達成</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>R2(2020)年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align:center;">1.0%</td> <td style="text-align:center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>R2(2020)年度燃費基準達成</td> <td style="text-align:center;">2.0%</td> <td style="text-align:center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align:center;">3.0%</td> <td style="text-align:center;">1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">上記該当なし</td> <td style="text-align:center;">3.0%</td> <td style="text-align:center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table>					車種	排出ガス要件	燃費要件	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車			0%		天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			プラグインハイブリッド車			クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車		R2(2020)年度燃費基準+40%達成			R2(2020)年度燃費基準+30%達成			R2(2020)年度燃費基準+20%達成			R2(2020)年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.0%	R2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	0.5%	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	3.0%	1.0%	上記該当なし			3.0%	2.0%
	車種	排出ガス要件	燃費要件	税率																																															
				自家用	営業用																																														
	電気自動車、燃料電池車			0%																																															
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)																																																			
プラグインハイブリッド車																																																			
クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)																																																			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車		R2(2020)年度燃費基準+40%達成																																																	
		R2(2020)年度燃費基準+30%達成																																																	
		R2(2020)年度燃費基準+20%達成																																																	
		R2(2020)年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.0%																																															
		R2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	0.5%																																															
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	3.0%	1.0%																																															
上記該当なし			3.0%	2.0%																																															

税目 年度	自動車税				
	R元年 (2019)	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック			
車種		排出ガス要件	燃費要件	税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%		
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)					
プラグインハイブリッド車					
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車		H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+25%達成	1.0%	0.5%
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成		
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成		
上記該当なし			3.0%	2.0%	
○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック					
車種		排出ガス要件	燃費要件	税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%		
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)					
プラグインハイブリッド車					
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車		H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成		
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
	H27(2015)年度燃費基準達成				
ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	0%		
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%	
ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H30(2018)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	0%		
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%	
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%	
		H27(2015)年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	

税目 年度	自動車税					
	ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	0%		
	H27(2015)年度燃費基準+10%達成		1.0%	0.5%		
	H27(2015)年度燃費基準+5%達成		2.0%	1.0%		
上記該当なし			3.0%	2.0%		
○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック						
車種	排出ガス要件	燃費要件	税率			
			自家用	営業用		
電気自動車、燃料電池車			0%			
天然ガス車(H21(2009)年排出ガス基準10%低減)						
プラグインハイブリッド車						
ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	1.0%		0.5%	
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成				
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
	H21(2009)年排出ガス基準適合	H27(2015)年度燃費基準達成	2.0%		1.0%	
		H27(2015)年度燃費基準+15%達成	0%			
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成	1.0%		0.5%	
上記該当なし			2.0%		1.0%	
上記該当なし			3.0%		2.0%	
ASV特例						
対象車両	車両総重量	対処装置				
トラック	3.5t超22t以下	1衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	2車両安定性制御装置 (EVSC)	3車線逸脱警報装置 (LDWS)		
バス	全重量					
装着装置		控除額				
いずれか 1装置装着	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	350万円				
	2車両安定性制御装置(EVSC)					
	3車線逸脱警報装置(LDWS)	175万円				
複数装置装着		最大525万円				

R元年
(2019)

税目 年度	自動車税																																						
R元年 (2019)	<p>※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。 ※車両総重量の区分によっては、上記装置装着車であっても対象とならない。 ※トラックは、3を装着した20t超22t以下のもの及び123をいずれも装着した3.5t超20t以下のものを除き、特例期間がR2(2020)年10月31日まで。 ※バスは、1及び3を装着した5t以下のもの及び123いずれも装着した5t超12t以下のものを除き、特例期間がR2(2020)年10月31日まで。 条件によって控除額が異なる。</p>																																						
R2年 (2020)	<p>(環境性能割) ○臨時的軽減特例 R3(2021)年4月1日からR3(2021)年12月31日までに取得した自家用の乗用車について、税率を1%分引き下げ延長</p> <p>バリアフリー特例</p> <table border="1" data-bbox="248 571 1144 879"> <thead> <tr> <th>対象車両</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス (乗車定員30人以上)</td> <td>650万円</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス (乗車定員30人未満)</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条件によって控除額が異なる。</p> <p>ASV特例</p> <table border="1" data-bbox="248 994 2063 1114"> <thead> <tr> <th>対象車両</th> <th>車両総重量</th> <th colspan="3">対処装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>3.5t超22t以下</td> <td rowspan="2">1衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)</td> <td rowspan="2">2車両安定性制御装置 (EVSC)</td> <td rowspan="2">3車線逸脱警報装置 (LDWS)</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>全重量</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="248 1150 1579 1342"> <thead> <tr> <th colspan="2">装着装置</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いずれか 1装置装着</td> <td>1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)</td> <td rowspan="2">控除なし</td> </tr> <tr> <td>2車両安定性制御装置(EVSC)</td> </tr> <tr> <td>3車線逸脱警報装置(LDWS)</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複数装置装着</td> <td>最大350万円</td> </tr> </tbody> </table>					対象車両	控除額	ノンステップバス	1,000万円	リフト付きバス (乗車定員30人以上)	650万円	リフト付きバス (乗車定員30人未満)	200万円	ユニバーサルデザインタクシー	100万円	対象車両	車両総重量	対処装置			トラック	3.5t超22t以下	1衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	2車両安定性制御装置 (EVSC)	3車線逸脱警報装置 (LDWS)	バス	全重量	装着装置		控除額	いずれか 1装置装着	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	控除なし	2車両安定性制御装置(EVSC)	3車線逸脱警報装置(LDWS)	175万円	複数装置装着		最大350万円
対象車両	控除額																																						
ノンステップバス	1,000万円																																						
リフト付きバス (乗車定員30人以上)	650万円																																						
リフト付きバス (乗車定員30人未満)	200万円																																						
ユニバーサルデザインタクシー	100万円																																						
対象車両	車両総重量	対処装置																																					
トラック	3.5t超22t以下	1衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	2車両安定性制御装置 (EVSC)	3車線逸脱警報装置 (LDWS)																																			
バス	全重量																																						
装着装置		控除額																																					
いずれか 1装置装着	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	控除なし																																					
	2車両安定性制御装置(EVSC)																																						
	3車線逸脱警報装置(LDWS)	175万円																																					
複数装置装着		最大350万円																																					

税目 年度	自動車税																																												
R2年 (2020)	※条件によって控除額が異なる。 ※けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。 ※車両総重量の区分によっては、上記装置装着車であっても対象とならない。																																												
R3年 (2021)	<p>グリーン化特例</p> <p>軽課 R3(2021)年度取得分について、R4(2022)年度分の自動車税(種別割)に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準からNOxを10%以上低減させた自動車) 概ね75%軽課</p> <p>重課 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね15%重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 概ね15%重課 ※電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね10%</p> <p>(環境性能割)</p> <p>○ 乗用車(臨時的軽減前)</p> <table border="1" data-bbox="248 762 1921 1345"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">排出ガス要件</th> <th rowspan="2">燃費要件</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" rowspan="4">0%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車</td> <td rowspan="4">H17(2005)年排出ガス基準75%低減達成又はH30(2018)年排出ガス基準50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>R12(2030)年度燃費基準85%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成</td> <td>2.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R12(2030)年度燃費基準65%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記該当なし</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>					車種	排出ガス要件	燃費要件	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車			0%		天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)			プラグインハイブリッド車			クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準75%低減達成又はH30(2018)年排出ガス基準50%低減達成(☆☆☆☆)	R12(2030)年度燃費基準85%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	1.0%	0.0%	R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	0.5%	R12(2030)年度燃費基準65%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	3.0%	2.0%	上記該当なし			3.0%	2.0%
車種	排出ガス要件	燃費要件	税率																																										
			自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車			0%																																										
天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)																																													
プラグインハイブリッド車																																													
クリーンディーゼル車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準適合)																																													
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	H17(2005)年排出ガス基準75%低減達成又はH30(2018)年排出ガス基準50%低減達成(☆☆☆☆)	R12(2030)年度燃費基準85%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	1.0%	0.0%																																									
		R12(2030)年度燃費基準75%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	0.5%																																									
		R12(2030)年度燃費基準65%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	2.0%	1.0%																																									
		R12(2030)年度燃費基準60%達成かつR2(2020)年度燃費基準達成	3.0%	2.0%																																									
上記該当なし			3.0%	2.0%																																									

税目 年度	自動車税					
	R3年 (2021)	○ 車両総重量2.5t以下のバス・トラック				
		車種	排出ガス要件	燃費要件	税率	
					自家用	営業用
		電気自動車、燃料電池車			0%	
		天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)				
		プラグインハイブリッド車				
		ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2(2020)年度燃費基準+5%達成(バス)	0%	
				H27(2015)年度燃費基準+25%達成(トラック)		
				R2(2020)年度燃費基準達成(バス)	1.0%	0.5%
				H27(2015)年度燃費基準+20%達成(トラック)	1.0%	0.5%
				H27(2015)年度燃費基準+15%達成	2.0%	1.0%
		上記該当なし			3.0%	2.0%
		○ 車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック				
		車種	排出ガス要件	燃費要件	税率	
					自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池車			0%		
	天然ガス車(H30(2018)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準10%低減)					
	プラグインハイブリッド車					
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	H17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27(2015)年度燃費基準+15%達成	0%		
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成			1.0%
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%	
		H17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成又は H30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	R2(2020)年度燃費基準達成(バス)		0%	
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成(トラック)			
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成		1.0%	0.5%
		H27(2015)年度燃費基準+10%達成		2.0%	1.0%	
	ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H30(2018)年排出ガス基準適合又は H21(2009)年排出ガス基準から NOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+15%達成		0%	
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成		1.0%	0.5%
			H27(2015)年度燃費基準+5%達成		2.0%	1.0%

税目 年度	自動車税					
R3年 (2021)	ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H21(2009)年排出ガス規制適合	R2(2020)年度燃費基準達成(バス)	0%		
			H27(2015)年度燃費基準+20%達成(トラック)			
			H27(2015)年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	
			H27(2015)年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	
	上記該当なし			3.0%	2.0%	
	○ 車両総重量3.5t超のバス・トラック					
	車種		排出ガス要件	燃費要件	税率	
					自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池車				0%	
	天然ガス車(H21(2009)年排出ガス基準10%低減)					
プラグインハイブリッド車						
ディーゼル ハイブリッド車 ディーゼル車	H28(2016)年排出ガス基準適合又はH21(2009)年排出ガス基準からNOxかつPM10%低減	H27(2015)年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%		
		H27(2015)年度燃費基準+5%達成				
		H27(2015)年度燃費基準達成	2.0%	1.0%		
上記該当なし			3.0%	2.0%		
ASV特例						
対象装置						
1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)		2車両安定性制御装置(EVSC)	3車線逸脱警報装置(LDWS)	4側方追突警報装置(BSIS)		
対象自動車		装着装置		控除額		
車両総重量8t超20t以下のトラック(※1)		1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) 2車両安定性制御装置(EVSC) 3車線逸脱警報装置(LDWS) 4側方追突警報装置(BSIS)		525万円		
車両総重量5t以下のバス等(※2)		1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) 3車線逸脱警報装置(LDWS)		350万円		

税目 年度	自動車税								
R3年 (2021)	車両総重量5t超12t以下のバス等(※2)	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) 2車両安定性制御装置(EVSC) 3車線逸脱警報装置(LDWS)	350万円						
	車両総重量3.5t超8t以下のトラック(※1)	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) 2車両安定性制御装置(EVSC) 3車線逸脱警報装置(LDWS)	350万円						
	車両総重量8t超20t以下のトラック(※1)	1衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) 2車両安定性制御装置(EVSC) 3車線逸脱警報装置(LDWS)	350万円						
	車両総重量8t超のトラック(※3)	4側方追突警報装置(BSIS)	175万円						
※1けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。特例期間は、令和3(2021)年10月31日まで。 ※2専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの。(立席を有するものを除く。)特例期間は、令和3(2021)年10月31日まで。 ※3被けん引車(トレーラー)を除く。特例期間は、令和5(2023)年3月31日まで。									
R4年 (2022)	グリーン化特例								
	軽課 R4(2022)年度取得分について、R5(2023)年度分の自動車税(種別割)に適用								
	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(H30(2018)年排出ガス基準適合またはH21(2009)年排出ガス基準からNOxを10%以上低減させた自動車)								
	重課								
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車									
新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車									
※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。									
※バス、トラック及び特種用途自動車(キャンピング車を除く。)の重課率は概ね10%									
(環境性能割)									
○「臨時的軽減特例」(自家用乗用車について、税率を1%分引き下げ)の終了(R3.12.31)。									
○ ASV特例									
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><td>対象装置</td></tr> <tr><td>側方追突警報装置</td></tr> <tr><td>(BSIS)</td></tr> </table>				対象装置	側方追突警報装置	(BSIS)			
対象装置									
側方追突警報装置									
(BSIS)									
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><td>対象自動車</td><td>装着装置</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>車両総重量8t超のトラック(※)</td><td>側方追突警報装置(BSIS)</td><td>175万円</td></tr> </table>				対象自動車	装着装置	控除額	車両総重量8t超のトラック(※)	側方追突警報装置(BSIS)	175万円
対象自動車	装着装置	控除額							
車両総重量8t超のトラック(※)	側方追突警報装置(BSIS)	175万円							
※被けん引車(トレーラー)を除く。									
<table border="1" style="width:100%; text-align:right;"> <tr><td>概ね75%軽課</td></tr> <tr><td>概ね15%重課</td></tr> <tr><td>概ね15%重課</td></tr> </table>				概ね75%軽課	概ね15%重課	概ね15%重課			
概ね75%軽課									
概ね15%重課									
概ね15%重課									

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
S25年 (1950)		狩猟者税 3,600円	附加価値税創設実施はS27(1952)年1月1日からとされた。 漁業権税 鉦区税 砂鉦試堀 以外採堀 砂鉦河床 砂鉦河床以外 賃貸料の10% 30円 60円 1町30円 1,000坪30円
S26年 (1951)			
S27年 (1952)			附加価値税の実施はS28(1953)年1月1日からに延期された。漁業権税は廃止された。
S28年 (1953)		狩猟者税 狩猟を業とする者 その他の者 1,800円 3,600円	附加価値税の実施はS29(1954)年1月1日からに延期された。
S29年 (1954)			附加価値税は廃止された。
S30年 (1955)			大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。
S31年 (1956)	(創設) 税率1キロリットル 6,000円		
S32年 (1957)	税率 1キロリットル 8,000円		
S33年 (1958)		狩猟者税の税率の区分が改正された。 狩猟者税 前年分の所得税の納税義務を有しない者又は農業を主たる生業とする者でもっぱら自家労力によってこれを行う者 その他の者 1,800円 3,600円	

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
S34年 (1959)	税率 1キロリットル 10,400円		鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール90円 採掘 100アール180円 砂鉱 河床 1,000m270円 河床以外 100アール90円
S35年 (1960)			
S36年 (1961)	税率 1キロリットル 12,500円		
S37年 (1962)			
S38年 (1963)		狩猟免許制度の改正に伴い狩猟者税が狩猟免許税に改められるとともに、目的税として入猟税が創設された。 狩猟免許税 甲種、乙種の狩猟免許を受ける者 1,500円 甲種、乙種の狩猟免許を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額の納付を要しない者 700円 丙種狩猟免許を受ける者 450円	
S39年 (1964)	税率 1キロリットル 15,000円		
S40年 (1965)			
S41年 (1966)			鉱区税 石油又は可燃性天然ガスを目的とするもの 試掘 100アール60円 採掘 100アール120円
S42年 (1967)			
S43年 (1968)			

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
S44年 (1969)			
S45年 (1970)			
S46年 (1971)		狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 4,500円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の道府県民 税又は都民税の所得割額を納付することを要しない者 2,000円 丙種狩猟免許を受ける者 1,500円	
S47年 (1972)			
S48年 (1973)			
S49年 (1974)			
S50年 (1975)			
S51年 (1976)	税率 1キロリットル 19,500円		
S52年 (1977)		狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 9,000円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で、当該年度の道府県 民税又は都民税の所得割を納付することを要しない者 4,000円 丙種狩猟免許を受ける者 3,000円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 2,000円	鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール180円 採掘 100アール360円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100アール180円 河床延長 1,000m540円
S53年 (1978)			
S54年 (1979)	税率 1キロリットル 24,300円	狩猟免許制度の改正に伴い狩猟免許税が狩猟者登録税に改められる とともに、放鳥獣猟区に係る狩猟者登録税の税率の軽減(一般の場合 1/2)及び入猟税の非課税措置が設けられた。	

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
S55年 (1980)		狩猟者登録税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付す ることを要しないもの(ただし、※に該当する者以外の 者。) 4,000円 ※控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業 に従事している者を除く。)	
S56年 (1981)			
S57年 (1982)			
S58年 (1983)		狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 10,000円 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付す ることを要しない者(ただし、※に該当する者以外の者) 4,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円 ※控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林 業に従事している者を除く。) 入猟税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円	鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール200円 採掘 100アール400円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100アール200円 河床延長 1000m600円
S59年 (1984)			
S60年 (1985)			
S61年 (1986)			
S62年 (1987)			

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
S63年 (1988)			
H元年 (1989)	混和等の承認制度の採用 みなし引取課税制度の創設 (H元(1989)年10月1日から施行)		
H2年 (1990)			
H3年 (1991)			
H4年 (1992)			
H5年 (1993)	税率 1キロリットル 32,100円 (H5(1993)12月1日から)		
H6年 (1994)			
H7年 (1995)			
H8年 (1996)			
H9年 (1997)			
H10年 (1998)	免税軽油の引取り等に係る報告 義務制度の新設 (H10(1998)年10月1日から施行)		
H11年 (1999)			
H12年 (2000)			
H13年 (2001)			
H14年 (2002)			

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
H15年 (2003)		狩猟者登録税及び入猟税 狩猟者免許名称が以下のとおり改正された。 (旧免許名称) (新免許名称) 甲種狩猟免許→網・わな猟免許 乙種狩猟免許→第1種銃猟免許 丙種狩猟免許→第2種銃猟免許	
H16年 (2004)	不正軽油に関する罰則の強化 補完的納税義務の新設 免税軽油使用者証等の返納命令の新設 (H16(2004)年6月1日から施行)	狩猟者登録税及び入猟税が統合され、新たに目的税として狩猟税が創設された。 狩猟税 第1種銃猟免許、網・なわ猟免許に係る登録を受ける者 16,500円 第1種銃猟免許、網・なわ猟免許に係る登録を受ける者 で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない者(ただし、※に該当する者以外の者) 11,000円 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ※控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	
H17年 (2005)			
H18年 (2006)	不正軽油に関する罰則の強化 供給者罰則の新設 (H18(2006)年6月1日から施行)		

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
H19年 (2007)		網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 8,200円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得額を納付することを要しないもの(ただし※に該当する者以外の者) 5,500円 ※控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。) (H19(2007)年4月16日から適用)	
H20年 (2008)		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を2分の1とする特例措置 (H20(2008)年4月1日からH25(2013)年3月31日までの登録に適用)	1地方法人特別税 外形標準課税法人 148/100 普通法人(外形標準課税法人を除く) 81/100 特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等) 81/100 収入金課税法人(電気・ガス供給業、保険業) 81/100 ※H20(2008)年10月1日以後に開始する事業年度から適用 2地方法人特別譲与税 都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口(1/2)及び従業者数(1/2)の譲与基準で国から年4回譲与される。 ※H21(2009)年度から譲与される。
H21年 (2009)			
H22年 (2010)			
H23年 (2011)	不正軽油に関する罰則の強化		
H24年 (2012)			

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
H25年 (2013)		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を2分の1とする特例措置の適用期限をH28(2016)年3月31日まで延長	
H26年 (2014)			地方法人特別税 外形標準課税法人 67.4/100 普通法人(外形標準課税法人を除く) 43.2/100 収入金課税法人 43.2/100 (H26(2014)年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
H27年 (2015)		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除 (H27(2015)年4月1日からH31(2019)年3月31日までの登録に適用) 認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除 (H27(2015)年5月29日からH31(2019)年3月31日までの登録に適用) 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1 (H27(2015)年4月1日からH31(2019)年3月31日までの登録に適用) 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1 (H27(2015)年4月1日からH31(2019)年3月31日までの登録に適用)	地方法人特別税 外形標準課税法人 93.5/100 普通法人(外形標準課税法人を除く) 43.2/100 収入金課税法人 43.2/100 (H27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)
H28年 (2016)			
H29年 (2017)			
H30年 (2018)			

税目 年度	軽油引取税	狩猟税 (狩猟者税・狩猟免許税・入猟税・狩猟者登録税を含む)	その他の税
R元年 (2019)		<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除 (H27(2015)年4月1日からR6(2024)年3月31日までの登録に適用)</p> <p>認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除 (H27(2015)年5月29日からR6(2024)年3月31日までの登録に適用)</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項 の許可を受けて許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録について は、税率を2分の1 (H27(2015)年4月1日からR6(2024)年3月31日までの登録に適用)</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第8項 に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、 従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に 係る狩猟者の登録については、税率を2分の1 (H27(2015)年4月1日からR6(2024)年3月31日までの登録に適用)</p>	<p>1地方法人特別税の廃止</p> <p>2特別法人事業税</p> <p>外形標準課税法人 260.0/100</p> <p>普通法人(外形標準課税法人を除く) 37.0/100</p> <p>特別法人 34.5/100</p> <p>収入金課税法人 30.0/100</p> <p>(R元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から適用)</p>
R2年 (2020)			
R3年 (2021)			
R4年 (2022)			